

船舶事故調査報告書

令和3年6月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年2月4日 06時50分ごろ～07時40分ごろの間
発生場所	沖縄県石垣市石垣漁港南東方沖 石垣港登野城第2防波堤灯台から真方位131°21.7海里 (M) 付近 (概位 北緯24°05.7′ 東経124°27.8′)
事故の概要	漁船夏美丸は、一本釣り漁の漁獲作業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 夏美丸、2.0トン ON3-71341（漁船登録番号）、個人所有 9.20m (Lr) × 1.80m × 0.63m、FRP ディーゼル機関、154.45kW、平成元年3月25日 第296-10339号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月16日 免許証交付日 平成28年6月27日 (令和3年6月26日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 流速0.2～0.3ノット、流向東南東、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：2月4日07時23分ごろ（石垣市）
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、ま

ごろ一本釣り漁の目的で、令和3年2月4日深夜、石垣漁港を出港し、‘石垣漁港の南東方約19Mにあるパヤオ*1’（北緯24°06.2′ 東経124°23.9′、以下「本件パヤオ」という。）へ向かった。

本船と同じ漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）に所属する漁船（以下「僚船A」という。）の船長（以下「僚船A船長」という。）は、04時20分ごろ、本件パヤオ付近で漁を行っている本船を認めた。

本船船長及び僚船A船長は、05時ごろまで本件パヤオ付近で漁を行っていたが、夜明けごろまで漁獲が期待できないので一旦漁を止めて漂流し、06時を過ぎたころから本件パヤオ付近で漁を再開した。

本件漁協に所属する僚船Aとは別の漁船（以下「僚船B」という。）の船長（以下「僚船B船長」という。）は、06時45分ごろ、本件パヤオ付近に到着し、漁を行っている本船及び僚船Aを認めた。

僚船A船長は、本船付近を通過した際、本船の巻揚げ機が作動している音が聞こえたので、本船船長は漁獲中だと思い、漁獲に迷惑が掛からないよう本船から遠ざかり、06時50分ごろ、本船と約50m離れた本件パヤオの西側から本船を見たところ、本船が東方に流れて本件パヤオの近くで止まったのを認めた。

僚船A船長及び僚船B船長は、しばらくの間、本船の航海灯が見える範囲で本件パヤオの西側で漁を行い、本船船長は漁獲物を船内に引き揚げる時間が10～30分程度かかることがあったので、漁獲を行っている最中と思っていた。

僚船B船長は、本船船長の漁獲の引き揚げにかかる時間が長いと感じて、07時40分ごろ、無線で本船船長に呼び掛けたが応答がないので不審に思い、僚船Bを本船に近づけ、僚船Bから本船に移乗して船内を調べたところ、本船船長が見当たらず、エンジンがかかっており、巻揚げ機は作動しておらず、右舷側中央部外板にある縦約33cm、横約46cmの門（魚の獲り入れ口、以下「^{げんもん}舷門」という。）は開いたまま、舷門付近に片方（左足）のサンダルが残され、舷門から釣り糸が垂れている状況を確認した。

僚船B船長は、本船船長が船内にいないことを僚船A船長及び本件漁協に伝え、本件漁協は、08時40分ごろ海上保安部に本船が無人の状態である旨通報した。

本船は、石垣漁港南東方沖（本件パヤオから東南東方3.9M付近）において、09時22分ごろ海上保安庁の固定翼機により確認され、本船船長は、本船が確認された付近において、12時47分ごろ同庁の回転翼機により仰向けで漂流しているところを発見され、同機

*1 「パヤオ」とは、浮体を付した人工物を海の表層又は中層に設置して形成した魚礁をいう。

	<p>で吊り上げ救助が実施され、13時21分ごろヘリポートで消防本部救急隊に引き継がれ、13時32分ごろ搬送先の病院で医師により死亡が確認された。</p> <p>本船船長の死体検案書によれば、本船船長は、死亡したときは2月4日午前朝頃、直接死因は溺死、主要所見はその他重篤な損傷及び疾患を認めないと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 巻揚げ機、舷門及び舷門から釣り糸が垂れている状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本件漁協に所属し、まぐろ一本釣り漁の経験が30年程あり、昨今は天気が良くて海上が穏やかな時にだけ出漁することとしており、ふだん、00時ごろ～02時ごろの間に石垣漁港を出港し、本件パヤオ付近で漁を行い、午前中には同漁港に帰港していた。</p> <p>船長の親族によれば、船長は、手に痺れがあったものの日常生活への支障はなく、身体の検査結果も問題なく、本事故前日、18時ごろ～19時ごろの間に夕食を取った後、就寝しており、ふだんと変わりなく異変を感じることはなかった。</p> <p>本件パヤオ付近での漁は、04時00分から日没までで、夜明けごろから漁が盛んになっていた。</p> <p>本件パヤオ付近で漁を行う漁船は、漁獲の際、巻揚げ機を作動させ、自船の10～15m程度まで漁獲物を近づけたら巻揚げ機を止め、釣り糸を手で巻き付け、人力で手繰り寄せて引き揚げていた。</p> <p>船長は、本事故当時、シャツ、短パン及び滑りにくいサンダルを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>僚船A船長及び僚船B船長は、漁獲物を人力で手繰り寄せる際、救命胴衣に釣り糸が引っ掛かり、身体が海中に引き寄せられることがあるので、救命胴衣を着用することがなく、着用方式がチョッキ式や首掛け式の救命胴衣は特に釣り糸を引っ掛けやすいと思っていた。</p> <p>救命胴衣の着用について、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の36第4項並びに同法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第137条第1項第3号により、航行中の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事している場合、救命胴衣を着用することが定められている。</p> <p>国土交通省海事局のホームページによれば、小型船舶用救命胴衣及び作業用救命衣として、着用方式がチョッキ式や首掛け式のほか腰巻式がある。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船船長は、溺死した。</p>

	<p>本船は、06時50分ごろ本件パヤオ付近で東方に流れて本件パヤオの近くで止まったのを僚船A船長が認めた後、07時40分ごろ僚船B船長が無線で本船船長を呼び掛けたが応答がなく、本船船内には本船船長が見当たらなかったことから、この間において、本船船長が落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>本船船長は、本船の巻揚げ機を作動させていた音を僚船A船長が聞いており、その後本船船内を調べた僚船B船長が、同機が作動していないこと、舷門が開いたままで舷門から釣り糸が垂れている状況を確認していることから、漁獲物を本船に近づけて船上に引き揚げようとした際に落水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件パヤオ付近において、船長が漁獲物を本船に近づけて船上に引き揚げようとした際に落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の暴露甲板の乗船者は、救命胴衣を着用すること。 ・ 救命胴衣の着用方式はチョッキ式、首掛け式及び腰巻式があるので、漁ろう中に釣り糸の引っ掛かりによる海中転落のおそれが少ないものを着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

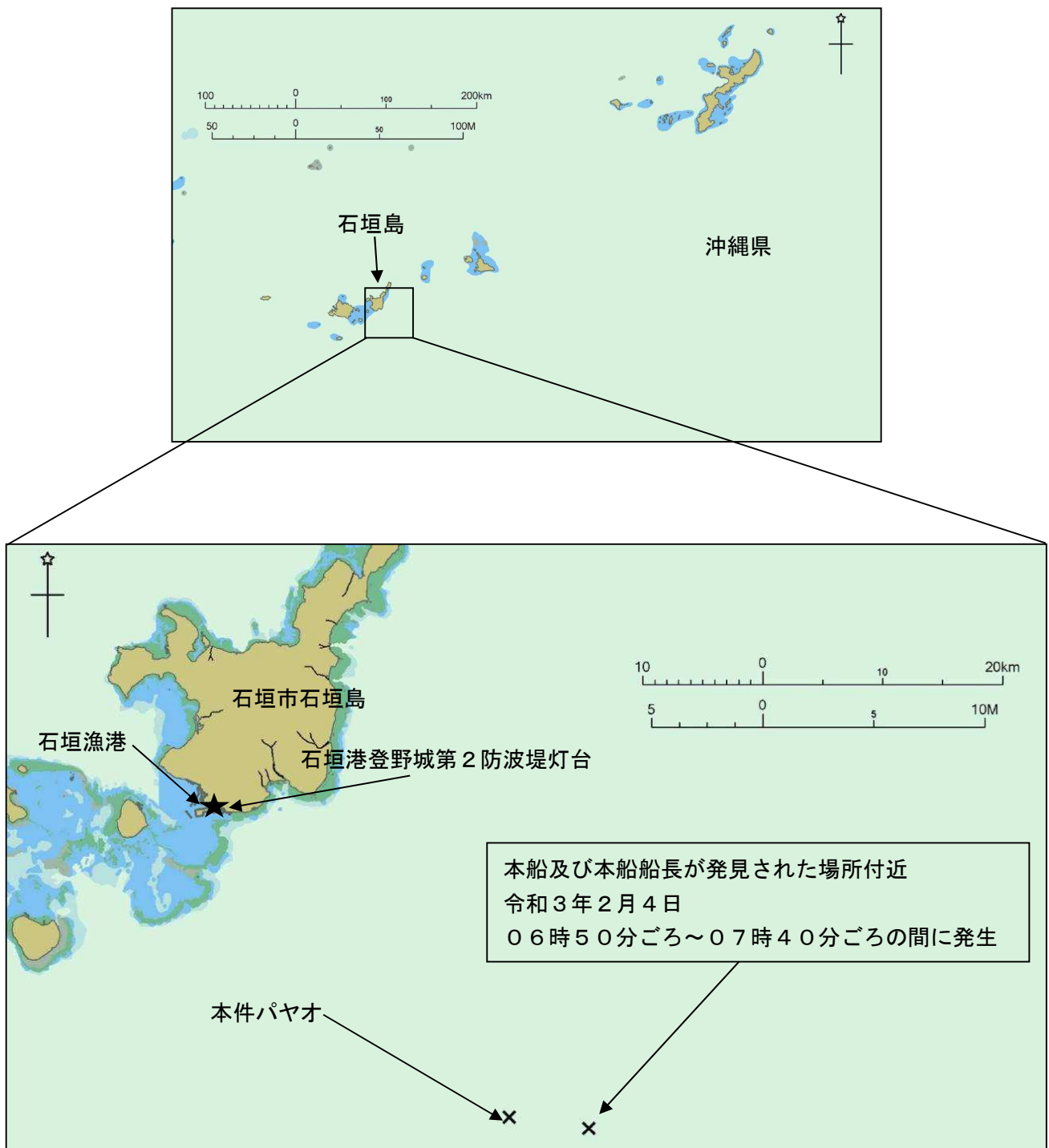


写真1 本船



巻揚げ機

舷門

写真2 巻揚げ機、舷門及び舷門から釣り糸が垂れている状況



舷門

釣り糸

